

3 市民への啓発広報に係る平時の取組事例

(1) 堺市



家庭からの災害ごみ

分別されてないものは
収集をお断りします。

生ゴミなど、
腐りやすく
臭いのでもものは、
数日しないよう
工夫しましょう。

中身がわからないもの
には、何が入っているか
明記してください。
マスキングテープに
びんテープも使えます。

急いで捨てる必要のない
ごみは、できるだけ
敷地内で保管してください。

消防車や救急車
や収集車などの
車が通れるように
ごみは道に shouldn't
おきましょう。

生活ごみなどは、
通常の収集に
出してください。

災害ごみに
関係ないものは、
通常の収集に
出して大丈夫です。

市民仮置場

町民のみなさんへ

町民仮置場

避難所ごとに、決められた場所に分別して捨てるようにしましょう。
 たくさんの方が共同で生活するため、腐って臭いがでるものなどは、臭いがもれないように捨てる工夫をしましょう。

決められた分別ごみ
捨てましょう。

「おは、浸められた場所へ来ました。」

発災時こそ、しっかり分別を！

分別していただくことが、スムーズにごみを処理することの第一歩です。

発災時には、とても多くのごみが出るのが予想されます。1日でも早くごみが片つくようご協力ください。

仮置場の設置・運営などについて



An illustration of a recycling center. A white truck is parked on a green field, with a worker in a yellow hard hat and blue shirt standing next to it. Another worker in a white hard hat and purple shirt is standing in the foreground. In the background, there are various recycling bins and a large pile of cardboard boxes.

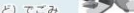
一次仮置場・二次仮置場の周辺では、大型タン

は様々な重機に機械が稼働するため、騒音等が発生する可能性はありますが、十分な安全対策、周辺環境対策を行いますので、ご理解をお願いいたします。

発災後、3日以内に収集再開を目標
まずは腐りやすい生活ごみを優先
要があるため、資源物の収集は一
可能性があります。その場合でも
り行っていたとき、再開まで家の
願いたします。

災害時には、普段と異なる車両（普通のトラックなど）でごみ収集に回る可能性もあるため、メロディによるお知らせができないかもしれません。

収集する品目や収集日については随時お知らせしますので、ご注意ください
ますようお願いいたします。



災害時には、清掃工場（ごみ焼却場）も被災する可能性もあり、また、清掃工場への自己搬入車が集中すると、復旧作業などに支障が生じるおそれがあるため、清掃工場への自己搬入受付は一時的に中止する予定です。ご理解をお願いいたします。

家具を固定する！

家具や電化製品を壁に固定し、倒れにくくしておくことで、破損を防ぐことができ、身を守ると同時に、災害ごみを減らすことにもつながります。

いらぬものは

押入れや物置にしまい込んでいるものが襖や扉を打ち破り、部屋に散乱すると大変キケンですし、急いで片付けなければいけません。ブラウン管テレビ、古いパソコンなど、不要なものは普段から整理しておくことで、災害ごみを減らすことにつながります。

5. ガーのワンポイント



片づけをする時は、安全に気をつけて行うようにしましょう。

自分でごみを運ぶときは、
興作業のための重機やトラック、
がれきの倒壊や落下物に、
気をつけて！ ゆっくりいこう。

余震があれば、

安全な場所へ

他にもあると便利

突然の雨。防寒に 器具
薄暗いところの

情報の収集

発災時、情報の収集はとても重要です。いつ・どこで・何があるのか。
ごみ収集の情報はどこで聞くことができるのか。

(2) 横浜市



災害時のごみと資源の分け方・出し方について



地震などの大規模災害時におけるごみと資源の分け方・出し方について、以下のとおり、ご協力をお願いします。

※収集開始時期や収集方法などの情報は、本市・区のホームページやSNSをはじめ、各地域防災拠点の掲示板等に掲示するなどしてお知らせします。

	定 義	分け方・出し方	イメージ画像
生活ごみ (避難所ごみ)	・ 平時と同様に、日々の生活から発生するごみ ※燃やすごみ、缶・びん・ペットボトルなど ・ 使用済みトイレパック等 	平時と同じ分別ルールで、ごみ集積場所や地域防災拠点ごとに定める場所に排出してください。 ※発災から72時間までに順次収集を開始します 	 ▲避難所での分別の取組
片付けごみ	被災した建築物内の片付けで発生するごみ ※破損した家具・家電等 	生活ごみの集積場所とは別の交通の妨げにならない場所に排出してください。 ※衛生環境の悪化や生活ごみの収集に支障とならないよう、生活ごみと必ず区別してください ※収集日等は別途広報します。	 ▲分別されずに排出された災害廃棄物

Point トイレパックは備蓄していますか？

使用後は**トイレパックだけ**をまとめて**燃やすごみの収集日**に排出します。

災害時に備えて 最低3日分

のトイレパックのほか食料や水など必需品を備蓄しましょう。

◆**トイレパック**

家庭のトイレなどに設置して使用する「凝固剤」と「処理袋」のセットです。ホームセンターなどで購入できます。

1日5回×3日分×人数

◆**飲料水**

1人3日分で9ℓが目安です。
(例) 3人家族の場合
3人×9ℓ＝27ℓ

◆**食料品**

クラッカーなど調理せずに食べられるもの、缶詰（缶切りが不要なもの）など

100

(3) 浜松市

発災 ！ なる！ 災害時のゴミ？
<浜松市災害廃棄物処理計画より>

東日本大震災など大きな災害が発生した場合、人命救助やライフラインの確保が最優先です。しかし、その後は大量に発生するゴミの処理が問題になります。ゴミ処理施設などの被害によっては、いつもと違う「ゴミの出し方」が必要です。ここでは災害時のゴミの出し方などをお知らせします。

大きな災害が発生した場合、家庭から出るゴミはどうなるの？

発災直後
 発災直後は、家庭ゴミの収集は一時的に停止する場合があります。発災後は市からの情報に注意してください。

収集が停止したら、自宅のゴミはどうするの？

発災後 3日
 収集は3日以内に再開する予定です。それまでは自宅で保管してください。生ゴミ、汚物、オムツなどの「もえるゴミ」から優先して収集再開していきます。「もえないゴミ」「連絡ゴミ」「資源物」は再開まで自宅で保管してください。

優先して収集するもの【例】

発災後 3日
 生ゴミ、汚物、オムツなどの「もえるゴミ」から優先して収集再開していきます。

自宅の片付けをしたら、地震で壊れた家具や食器がたくさん出てきたよ。どうやって捨てればいいの？

発災後 2週間
 それらは「片付けゴミ」といいます。片付けゴミは、市が設置する一次仮置場に分別して持ち込んでください。大量の片付けゴミが道路などにあると、救急車やゴミ収集車の通行の妨げになります。集積所や道路には出さないでください。

トイレはどうなるの？地震で水道や下水道が止まると使えない場合もあるよ。

発災後
 自宅では携帯トイレなどを使用してください。災害が起こる前から1週間程度の携帯トイレを用意しておきましょう。また、避難所のトイレを使用することもできます。使用した後の携帯トイレなどは分別して「もえるゴミ」として出してください。

全体を通して気をつけることは？

発災後
 災害時には大量のゴミが発生します。「早くゴミを出してしまいたい」と思いがちですが、急いで捨てる必要のないゴミは出来るだけ自宅で保管してください。スムーズな処理を行うために皆様の協力をお願いします。

災害時のゴミの流れ(発災後2週間経過時)



(4) 松本市



仮置場で分別する必要性とは？

災害廃棄物は分別して仮置場へ排出してください。

分別をすることで処理期間が短くなり、
悪臭の発生や害虫の被害抑制につながります。

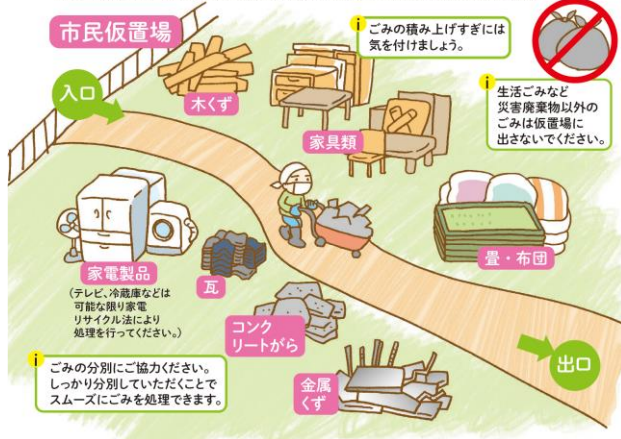
- 分別されないと…
- 処理に時間がかかる
 - 処理費用の増加
 - 腐敗性廃棄物(生ごみなど)による
悪臭や害虫の発生
 - ガスボンベなどによる火災の危険



北海道胆振東部地震 仮置場 (2018年9月)
出典：環境省「災害廃棄物対策フォトチャンネル」

◎災害廃棄物の分別方法

分別・排出方法などは、災害の状況に応じて住民のみなさんにお知らせします。



生活ごみについて

災害時においても、生活に伴う
ごみは当然発生します。

災害時には通常の収集を行うことができないため、
生活ごみは、生ごみなど腐敗しやすいごみから、優先的に出してください。
急いで捨てる必要のないごみは、収集運搬及び処理体制が復旧するまで、
できる限り自宅等で保管してください。



災害廃棄物を 片付けるときは



日ごろからの備え

災害廃棄物をできるだけ
出さないために

✓ 家具や電化製品は、転倒防止器具や
金具で壁に固定するなどして倒れにく
くしておくことで、破損が防げます。

✓ 日ごろから、不要なものはリサイクルに
出すなど整理することで、災害ごみを
減らすにつながります。



災害廃棄物の処理については、
「松本市災害廃棄物処理計画」で定めています。

発行 令和元年4月
問い合わせ 松本市 環境部 環境政策課
〒390-8620 松本市丸の内3番7号
電話：0263-34-3268 (直通)
FAX：0263-34-0400
e-mail：s-kankyo@city.matsumoto.lg.jp

松本市 環境部 環境業務課
〒390-0851 松本市島内 7576 番地 1
電話：0263-47-1096 (直通)
FAX：0263-40-1335
e-mail：kankyo-s@city.matsumoto.lg.jp

